

W i - F i 環境利用に関する注意事項

綾部市定住交流部 文化・スポーツ振興課

(目的)

第1条 綾部市市民センターの利用者が、感染予防対策の観点から館内のW i - F i 環境を利用しW e b 会議等を行うことについて必要事項を定めるものとする。

(利用可能スペース)

第2条 武道場、研修室、会議室1、会議室2、会議室3、トレーニング室、談話室、競技場、放送室、指導員室での利用とし、共用部分のエントランスホール、ピロティ、廊下等での利用は不可とする。

(利用者及び利用対象)

第3条 利用者は前条の利用可能スペースを借り上げ、本注意事項に同意した個人もしくは団体とする。

2 対象はW e b 会議、研修会を主な利用とし、事前に綾部市市民センター管理者に申請を行い、承認を受けた行事とする。

(貸出要件等)

第4条 貸出要件等は、次のとおりとする。

- (1) 承認を受けた行事以外の目的で利用しないこと。
- (2) バイオレンス、ドラッグ、アダルト等、フィルタリング対象となるサイトやURL、アプリケーション等、閲覧できない場合があることを承知し利用すること。
- (3) 利用者の利用方法や他利用者とW i - F i 環境の利用が重なった場合、端末の接続台数、利用内容により通信速度が遅くなる場合があることを承知し利用すること。
- (4) 利用期間は第2条の利用可能スペースを借り上げた期間とする。
- (5) 申請者は、W i - F i 環境の利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)その他の関係法令等を遵守しなければならない。
- (6) W i - F i 環境の利用に際し、W i - F i 機能を搭載したパソコンやスマートフォン等の通信端末、W E B ブラウザ等は、申請者が準備するものとする。

(7) Wi-Fi環境を利用するための通信機器等の設定及び操作は、利用者が行うものとする。ただし、必要がある場合は利用日以前に貸出者と調整の上、Wi-Fi環境の確認を行うことができる。

(貸出の申請・承認等)

第5条 Wi-Fi環境の利用を希望する団体の代表者(以下「申請者」という。)は、原則として利用3日前までに、Wi-Fi環境利用申請書(第1号様式)を綾部市市民センター管理者(以下「貸出者」という。)に提出しなければならない。

2 貸出者は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、利用承認の可否を申請者に連絡しなければならない。また、利用可となった場合は、申請者の利用日当日に窓口にてWi-Fi環境のIDとパスワードを発行する。

(禁止事項)

第6条 申請者はWi-Fi環境を通じて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他者の著作権若しくはその他の権利を侵害する行為又はそれらを侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産若しくはプライバシーを侵害する行為又はそれらを侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、他者に不利益もしくは損害を与える行為又はそれらを与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (8) 他者のメールアドレス又はパスワードを不正に使用する行為
- (9) 他者の通信内容を不正に傍受する行為
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (11) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量にメール送信する行為
- (12) 大容量のダウンロードやファイル共有ソフトウェアの使用等、著しく大量なデータを通信する行為
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例、規則等若しくは施設の利用条件等に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は貸出者が不適切と判断する行為

(経費負担)

第7条 Wi-Fi環境を利用する通信料は無料とする。

- 2 Wi-Fi環境の利用に必要な通信機器等に要する費用は、申請者が負担するものとする。
- 3 申請者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該申請者が費用を負担する。

(損害の賠償)

第8条 申請者は、故意又は過失によってWi-Fi環境に必要なアクセスポイント、LANケーブル等を故障、破損又は紛失等させたときは、Wi-Fi環境故障等届出書(第2号様式)を貸出者に提出するとともに、現状に復し、又はその相当額を弁償しなければならない。

(特例)

第9条 貸出者は、やむを得ない事由によりWi-Fi環境の利用不能となったときは、承認後であっても利用承認を取り消すことができる。

(損害賠償責任等)

第10条 貸出者は、申請者のWi-Fi環境利用による端末のウイルス感染やWi-Fi環境利用時に発生した通信不良、データの破損、漏洩その他Wi-Fi環境の利用に関連して発生した利用者の損害について一切の責任を負わない。

- 2 申請者がWi-Fi環境を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、貸出者は一切の責任を負わない。

(利用の記録及び利用)

第11条 貸出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用履歴を取得することができるものとする。

- (1) 利用状況を調査する場合
- (2) サービス内容の見直し又は改善等を図るために、統計データとして利用する場合
- (3) その他貸出者がWi-Fi環境の管理上、特に必要があると認める場合

- 2 貸出者は、取得した情報を、利用状況調査や内容の充実、障害解析、行政機関等からの調査・操作に関する協力要請への対応等に利用できるものとする。

(本注意事項の変更)

第12条 貸出者は、申請者の承諾を得ることなく、本注意事項の内容変更をすることができる。